

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

第四期中期目標（案）

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター中期目標

目次

政策体系における法人の位置付け及び役割

第一 中期目標の期間

第二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

一 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援の展開

- (一) 技術相談
- (二) 依頼試験
- (三) 機器利用
- (四) オーダーメイド型技術支援
- (五) 基盤研究
- (六) 共同研究
- (七) 外部資金導入研究・調査
- (八) 知的財産の取得と活用

二 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援

- (一) 情報技術を活用した新産業創出支援
- (二) 社会的課題解決支援

三 中小企業等の新事業展開支援

- (一) 多様な連携によるオープンイノベーションの促進
- (二) 都産技研の資源やネットワークを活用した支援
- (三) 海外展開の促進

四 地域や支所の特色を生かした支援の充実

- (一) 支所における技術支援

五 東京の産業を支える産業人材の育成

- (一) 中小企業の中核人材の育成
- (二) 次世代を担う人材の育成

六 情報発信の推進

第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

一 組織体制及び運営

- (一) 機動性の高い組織体制の確保
- (二) 適正な組織運営
- (三) 職員の確保・育成
- (四) ライフ・ワーク・バランスの推進
- (五) デジタルトランスフォーメーション・情報システム化の推進

二 業務運営の効率化と経費節減

- (一) 業務改革の推進
- (二) 財政運営の効率化

第四 財務内容の改善に関する事項

- 一 資産の適正な管理運用
- 二 剰余金の適切な活用
- 第五 その他業務運営に関する重要事項
 - 一 危機管理対策の推進
 - 二 社会的責任
 - (一) 情報公開
 - (二) 環境への配慮
 - (三) 内部統制によるガバナンス強化とコンプライアンスの推進

政策体系における法人の位置づけ及び役割

東京都は、平成十八年度に「産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与する」ことを目的として地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）を設立した。これは、社会経済情勢が大きく変化する中で、中小企業のニーズに対応した支援を効率的かつ効果的に行うため、東京都の試験研究機関を地方独立行政法人に移行したものである。

都産技研では、中小企業が抱える様々な課題やニーズへ迅速に対応するため、これまで、法人化により得られた機動性や柔軟性を生かした組織運営を着実にを行い、最新の研究機器の導入や職員の確保・育成等に努めてきた。第三期中期目標期間においては、研究事業を充実させるとともに、IoT支援サイトやヘルスケア産業支援室を開設するなど、新たな分野における技術支援を開始した。また、各地域の産業特性を踏まえて、多摩テクノプラザでは複合素材開発サイトを、城東支所ではデザインスタジオ及びものづくりスタジオを、墨田支所では生活動作計測スタジオを開設して支援機能を充実させた。

一方、都内中小企業の経営環境の状況を見ると、経済のグローバル化による市場競争の激化や、少子高齢化、人口減少による労働力不足といった社会経済構造の変化に直面している。今後はさらに、国が提唱する「Society 5.0」を見据えたデジタル化や、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を意識した取組にも対応していかなければならない。さらに、世界経済に大きな影を落とすこととなった新型コロナウイルス感染症は、企業のデジタルトランスフォーメーションの遅れや、対面・接触を前提とした生活様式・ビジネスモデルの問題点など国内の社会構造的な課題を浮き彫りにした。こうした課題に対し、テレワークやICT教育の強力な推進、電子手続きの拡大など、非接触技術等を活用した新しい社会への対応を促すことも求められている。

都の計画等に目を向けると、「「未来の東京」戦略ビジョン（令和元年十二月策定）」では、「戦略十二 稼ぐ東京・イノベーション戦略」の中で、5G関連機器等の製品開発やAI・IoT・ロボットの技術開発の支援が打ち出されている。また、「東京都中小企業振興ビジョン（平成三十一年一月策定）」では、次世代型ものづくりや革新的な製品・サービスの創出に向けた支援、社会的な課題解決に向けた開発支援などの必要性が示されている。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束、そして2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も将来にわたり中小企業が東京の持続的な成長の担い手となるためには、技術的な側面から製品の付加価値化や成長産業分野への参入支援を行うとともに、5GやAI等先端技術の活用

によるイノベーションを促進することが不可欠である。

また、大学やスタートアップ、大企業が数多く集積する東京の強みを生かし、都産技研の資源やネットワークを活用した連携を進め、これまでにないビジネスやイノベーションの流れを加速させることも重要である。

前述のような都民生活・社会経済情勢等を踏まえ、第四期中期目標期間においては、以下の視点から支援を展開していく必要がある。

- 一 東京の中小企業の技術力と稼ぐ力の底上げ
 - ・ 都産技研の研究成果の社会実装に向けた支援の展開
 - ・ 多様な技術課題に対して、デジタルトランスフォーメーションの推進などによる支援のワンストップ化や職員の技術支援力を強化
- 二 先端技術や社会ニーズを捉えた東京の産業力強化
 - ・ Society 5.0の実現に向けて、5GやIoT技術など先端技術導入に向けた支援の充実
 - ・ 新たなビジネスが期待できる食品などの分野への技術支援の向上
 - ・ 新型コロナウイルス感染症を意識した、新たな生活様式の実践に必要な技術支援の展開
- 三 「稼ぐ東京」の実現のため都産技研の資源やネットワークを最大限活用
 - ・ 産技研の有する豊富な資源を活用したオープンイノベーションの促進
 - ・ 起業支援機関等との共創によるスタートアップ企業に対する支援の充実

都産技研の組織運営においては、今後の社会経済環境の変化を見据え、新たな産業分野への支援やデジタル化に向けた動きなどに柔軟に対応できる体制の構築や、そのための人材の確保・育成を図ることが重要である。あわせて、地方独立行政法人としての健全かつ適切な業務運営を遂行するために、内部統制の徹底やコンプライアンスの推進に継続的に取り組んでいく必要がある。

都産技研が以上を踏まえて事業を確実に実施し、公設試験研究機関（以下「公設試」という。）としての存在意義を高めていくため、東京都はこの中期目標を策定し、都産技研に対し指示する。

都産技研は、中期目標の達成に向けた具体的な取組を示す中期計画及び年度計画を作成するとともに、その実績を検証しながら不断の自己改善に取り組み、都産技研の持てる機能を最大限発揮できるよう努めていかなければならない。

第一 中期目標の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間とする。

第二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

一 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援の展開

中小企業が稼ぐ力を高めていくためには、市場ニーズの変化はもちろんのこと、経済のグローバル化や人口動向といった外部環境への変化にも対応し、自社の強みを生かした製品・技術開発に取り組むことが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、今後、非対面・非接触等、新たな生活様式が都民に浸透していくことは、新たな需要の拡大が期待でき、中小企業にとって新製品・新技術開発のチャンスでもある。

このような状況下に中小企業が時機を逸せず変化に対応しながら事業化に取り組めるよう、都産技研においては、新製品開発等に意欲のある中小企業のニーズを的確に捉えて、企画開発から事業化に至るまでの各段階において、付加価値の高いものづくりを支援する。

(一) 技術相談

中小企業の複雑かつ多様な技術相談内容を適切に把握し、都産技研のデジタルトランスフォーメーションの流れを加速させることで、相談業務を効率的かつ効果的に実施しつつ、最適な支援メニューを紹介できる相談体制の充実に努める。

相談の対応に当たっては、ものづくりの基盤的技術分野のみならず、環境や医療などの社会的課題や、都民生活の向上に資するサービス産業の分野に関する相談にも積極的に対応する。

数値目標として、技術相談の目的達成度を目標期間に平均八十パーセント以上とする。

(二) 依頼試験

中小企業の技術的課題の解決及び付加価値の高いものづくりを支援できるよう、随時試験メニューを見直し、技術的アドバイスを効果的に行う。

全国の公設試では実施事例が少ない都産技研の特徴的な技術分野の試験の充実に努め、高品質なサービスの提供に努める。また、新型コロナウイルス感染症を契機として、利用者との非対面での依頼試験にも対応する。

中小企業の品質証明に関する支援ニーズに対応できるよう、機器の保守・更新、校正管理を適切に行う体制を整備するなど、公設試としての信頼の維持向上に努める。

(三) 機器利用

中小企業のニーズを踏まえながら、先行技術や高度な基盤技術などに対応し、単独の中小企業では導入が困難な最新の機器を計画的に整備し、

直接利用に供する。

(四) オーダーメイド型技術支援

個々の企業や業界団体のニーズに即して、試作や評価、人材育成等を柔軟に組み合わせたオーダーメイド型の支援を展開する。

日本産業規格（JIS）等に定めのない分析・評価などの依頼についても、最新の技術動向等を踏まえながら柔軟な対応を図る。

(五) 基盤研究

多くの中小企業が抱える課題への対応に必要な研究はもとより、今後市場の拡大が見込まれるような分野や社会的課題解決に資する分野の基盤研究を実施する。また、複雑な技術課題に対しては、各研究部門が協力し都産技研の総合力を生かして研究を進めていく。

(六) 共同研究

基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や大学等との共同研究に積極的に取り組む。さらに、共同研究のフォローアップを強化し、中小企業の製品化・事業化を促進する。これら、共同研究の成果の貢献度の把握に努める。

(七) 外部資金導入研究・調査

資金を提供する機関の設定要件を踏まえ、都産技研が保有する研究成果を有効に活用して、中小企業のニーズや社会的ニーズに幅広く応えていくため、外部資金を導入した研究を計画的に実施できるよう、積極的な外部資金の獲得に努める。

(八) 知的財産の取得と活用

経済のグローバル化の進展や技術開発の熾烈な競争に対応していくためには、中小企業における知的財産を活用した事業戦略の構築が重要である。都産技研の研究成果として得られた優れた新技術や技術的知見を中小企業の製品開発支援に効果的に活用していくため、特許出願に努めるとともに、使用許諾を推進する。

二 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援

「未来の東京」戦略ビジョンでも述べられているとおり、東京は経済、テクノロジー、気候変動、人口構造という4つの点において歴史的な転換点に直面しており、これまでの常識や価値観の変容など、様々な分野においてパラ

タイムシフトが起こる可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症によって非対面・非接触といった新たな生活様式の実践が求められている。こうした状況の中で、情報技術を活用した新産業の創出や社会的課題解決に向けて、最先端の技術を用いた製品や、これらに組み込まれる高付加価値な部品の開発を支援していく。

さらに、令和二年二月に策定された「食品産業振興に向けた支援方針 中間のまとめ」では、食品製造業者への支援の充実を図るために、東京都立食品技術センター（以下「食品センター」という。）での技術支援に加え、都産技研が有する知見も活用し、総合的な技術支援を展開していくこととしており、今後、バイオテクノロジーの活用など工学面から食品分野への支援を講じていく。

（一） 新産業創出支援

「スマート東京」（東京版 Society 5.0）の実現を支える5Gなどの高速通信やIoT・AIをはじめ、成長分野における新技術開発や製品化・事業化を支援する。東京都の産業政策とも連携を図りつつ、新分野における事業の展開を図るとともに、中小企業のデジタルトランスフォーメーションの促進を支える。

（二） 社会的課題解決支援

ヘルスケアや環境・エネルギーなどの社会的課題解決につながる技術開発や製品化・事業化を技術面からサポートする。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動を両立させるための技術開発や製品化・事業化を支援する。食品分野については、食品センターとの連携を深め、都産技研が強みとする先端技術の活用やデザイン面での支援などを通じて、食品製造業者の付加価値の高い商品開発を後押しする。

三 中小企業等の新事業展開支援

都産技研は、研究開発によって得られた技術シーズに加え、大学等との交流によって得られた情報や成果を中小企業に還元し、彼らが多様な主体と連携し外部資源を活用した製品・技術開発の取組を支援する。

また、スタートアップ企業に対して、製品・サービスの企画段階から事業化までを一貫してサポートするため、多様な支援機関と連携しスピード感のある支援を展開する。

（一） 多様な連携によるオープンイノベーションの促進

企業や大学等との連携に意欲を示す中小企業に対して、共同開発等に向けた情報交換や交流活動への技術的な支援を充実し、単独企業で

は困難な技術的課題の解決や新製品・新技術の開発を促進する。また、連携による製品開発や事業化が円滑に進むよう、資金調達や販路開拓などの分野において、金融機関など他の支援機関と連携した取組を行う。

東京都をはじめとする自治体等が実施する中小企業等への助成、表彰などに係る技術審査に積極的に協力し、都産技研が有する豊富な技術的な知識や知見の活用を図る。技術審査を通じて中小企業の優れた技術や製品に焦点をあて、その普及に貢献する。

他の公設試や大学等と連携を図り、都産技研が保有していない技術分野に関する相談についても可能な限り対応する。

(二) 都産技研の資源やネットワークを活用した支援

付加価値の高い自社製品の開発や、起業・第二創業を目指す中小企業に対して、研究・実験スペースを「製品開発支援ラボ」として提供し、都産技研の持つ技術や資源の活用を通じ、入居企業の製品化・事業化を促進する。また、都のスタートアップ支援事業や起業支援機関との連携によりスタートアップ企業の事業化を後押しする。

(三) 海外展開の促進

中小企業の海外展開に対して、輸出相手国・地域の規格に適合した製品開発が確実にいえるよう、現地の規格情報や製品開発ニーズにかかる情報提供を行うとともに、海外の製品規格に適合するための評価試験など技術面におけるきめ細かい支援を実施する。

また、海外支援拠点を活用し、海外展開を図る日系企業に対し技術相談や産業人材育成など、企業のニーズを踏まえ実効性の高い支援を展開する。

四 地域や支所の特色を活かした支援の充実

多摩テクノプラザ及び各支所では、地域におけるものづくり産業の振興を担うとともに、地域の特性も踏まえた支援を実施する。

(一) 支所における技術支援

多摩テクノプラザでは繊維技術の蓄積を活かした複合素材開発、EMCサイトでの各種機器やデバイスの電氣的評価を通じた製品開発等を支援している。また、城東支所ではデザイン・試作・評価までの一貫したものづくりを、墨田支所では人間の特性、生活空間・環境を活かした生活技術開発を、城南支所では先端的なものづくりを支援している。このような状況を踏まえながら、利用者である地域の中小企業の利便性のさらなる向上を図っていく。

五 東京の産業を支える産業人材の育成

少子高齢化やデジタル化、経済のグローバル化が進展する中で、競争力の源泉ともいえる「人材」を育成・確保することは中小企業の経営にとって大きな課題である。そのため、都産技研では個々の企業や業界団体のニーズに基づいた柔軟な支援を展開するとともに、研究成果の普及や最新の技術動向等に関するセミナー等を実施する。また、新型コロナウイルス感染症を契機として、受講者の利便性を向上するためにオンラインの手法を導入してセミナー等を実施する。

さらに、様々な支援機関と連携して、企業、業界団体等のニーズに即した人材育成を効率的に行う。

(一) 中小企業の中核人材の育成

企業の経営を技術面から支える人材開発に向けて、技術セミナーや実習を取り入れた講習会、企業現場での技術支援等を通じて、研究成果の技術移転や技術相談等で培ったノウハウの普及を行う。また、製品の品質管理や信頼性の見識を有する人材育成の取組を支援する。

(二) 次世代を担う人材の育成

ものづくりやサービスの高度化に貢献できる人材を育成するため、大学等の教育機関と連携し、学生を積極的に受け入れ、研究開発を通じて将来の産業を担う人材の技術習得を効果的に行う。また、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材の育成の取組に対して、積極的に協力する。

六 情報発信の推進

研究発表会や施設公開の開催、展示会への出展など多様な機会を通じて、都産技研の研究成果の普及や事業のPRを積極的に行い、利用拡大につなげる。

研究開発の成果や保有する技術情報ができるだけ多くの中小企業の製品開発や生産活動に活かされるよう、インターネットや刊行物といった広報媒体を活用し、適時・迅速に提供する。

都産技研の認知度を向上させるため、こうした情報発信の効果を検証し、適宜見直しを行うなど戦略的な広報活動を推進する。

第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

一 組織体制及び運営

(一) 機動性の高い組織体制の確保

地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性といったメリットを十分に

活かし、社会経済情勢や中小企業のニーズの変化などに対して、柔軟かつ迅速に対応できる体制を確保する。

(二) 適正な組織運営

事業経費の適切な執行管理及び各事業において投入した経営資源と事業効果の検証を行うことにより、技術支援事業と研究開発事業とのバランスを取り、質の高いサービスを継続的に提供できる組織運営を図る。

(三) 職員の確保・育成

都産技研の自律的運営とともに、将来の産業や技術の動向等を見据え、中長期的な視点に立ち、任用・給与制度の適切な運用のもと、事業執行及び内部管理に必要となる優秀な職員の計画的な確保・育成を図る。

中小企業の技術的課題に的確に対応していくため、職員一人ひとりの技術支援力のレベルアップを図り、多様化する中小企業支援ニーズに対応できる幅広い視野を持つ職員の育成に努める。

数値目標として、職員の対応満足度を目標期間に平均八十パーセント以上とする。

(四) ライフ・ワーク・バランスの推進

中小企業の成長・発展に向けた技術支援や研究開発のほか、円滑な組織運営のための内部の調整業務など、業務が広範囲に広がるなかで、時間の効率的な配分や、業務の優先順位の付与、テレワークの実施、フレキシブルな人員配置等を通じて、組織全体として超過勤務の縮減に努め、職員の心身の健康維持と業務の効率性向上の両立を図る。

(五) デジタルトランスフォーメーション・情報システム化の推進

都産技研自身のデジタルトランスフォーメーションの推進による支援のワンストップ化等を積極的に推進する。

また、情報システムを活用して情報の共有化や電子化を一層推進し、事務処理の効率化を図るとともに、技術支援等の事業において、デジタル化により企業の支援状況が見える化し、都産技研内の情報共有を活性化させ、切れ目のない支援体制を構築することで利用者サービスの向上につなげる。

二 業務運営の効率化と経費節減

(一) 業務改革の推進

業務運営の効率化と経費削減を目的として、業務内容や処理手続きを見直すなど業務改革を推進する。なお、見直しに当たっては、業務内容

の精査はもとより、テレワークやオンライン会議の実施など業務のデジタル化の流れを加速させるとともに、主要会議のペーパーレス化の徹底や業務のアウトソーシングを進め、事務の効率化に努める。

(二) 財政運営の効率化

標準運営費交付金（効率化が困難な経費を除く。）を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、毎年度前年度比一パーセントの財政運営の効率化を行う。

第四 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「第三 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、効率的かつ効果的な運営を行う。また、管理業務等の合理化により、総予算における固定的経費の抑制に努める。

一 資産の適正な管理運用

資金の運用管理については、安全かつ効率的に実施する。

建物、施設、設備等については、計画的な保守管理により適正に維持管理するとともに、利用率が低い場合には、これらの有効活用を図る。

二 剰余金の適切な活用

研究開発の推進、設備の充実、事業の拡充などにより提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、必要性和実効性を精査し、剰余金を有効に活用する。

第五 その他業務運営に関する重要事項

一 危機管理対策の推進

個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏えい防止策を図る。

また、情報セキュリティ事故を未然に防止するため、職員への適切な情報提供や研修の実施など人的対策を徹底するとともに、システムやソフトウェアを適宜更新するなど、リスクを低減する技術的対策を講じる。

健全な事業活動の確保や事故・事件の未然防止を図るため、環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令及び関係通達を遵守し、安全管理体制の確保や職員に対する教育を徹底する。

震災の発生や新興感染症の流行などに備えた対応策を適宜見直すとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。

緊急事態が発生した場合に、迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対

応ができるよう、連絡体制や責任者の明確化、緊急事態対処訓練の徹底を図る。

二 社会的責任

(一) 情報公開

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、経営情報の公開に取り組む。

事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求に対しては、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。

(二) 環境への配慮

法人の社会的責任を踏まえ、環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

(三) 内部統制によるガバナンス強化とコンプライアンスの推進

令和元年度実施の東京都包括外部監査の指摘・意見を踏まえつつ、内部統制のしくみを有効に機能させることによって役員・管理監督者・一般職員の間での情報伝達・情報共有のさらなる円滑化と正確性を図る。あわせて、コンプライアンス推進に関する研修等を通じて職員の理解を深めることで、組織運営や業務実施における不適切な事象や組織内での相違などの発生を未然に防止する。

また、公設試として都民から高い信頼性を得られるよう、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。